

2021年（令和3年）10月28日

株式会社神戸新聞社

代表取締役 高梨 柳太郎 様

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

理事長 鈴木 尉久



〒650-0011 神戸市中央区下山手通5丁目7番11号
兵庫県母子会館2階C

電話 078-361-7201 FAX 078-361-7205

URL : <http://hyogo-c-net.com>

〔連絡先〕 間瀬・鈴木法律事務所 弁護士 鈴木 尉久

電話 0797-61-5215 FAX 0797-61-5216

通 知 書

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、貴社の本年8月27日付け「回答書」を拝受いたしました。

貴社が本年4月、新聞購読料を月額4037円（税込み）から月額4400円（同）へ値上げされるに際して、当法人が本年3月20日付け「申入書」において要請した事項について、ご検討、ご対応くださったことに謝意を表します。

当法人の要請内容と、貴社のご回答内容について、骨子を別紙に記しました。

貴社の新聞購読契約書に記載されている「購読料の改定が行われた場合は新購読料とします」との条項（本件契約条項）を削除する点に関しては双方の見解が相違しておりますが、一方、新聞販売店等に対して、今般の購読料の値上げに関して購読者の理解と同意を得るよう努めるように、また、購読者からの解約を不当に制約することのないように要望されているかに関しては「各販売店に対し、訪問時などに要望するとともに業務資料等に掲載して頒布している」とご回答をいただきました。

後者は、継続的売買契約である新聞購読契約の代金値上げ（消費者契約の対価の一方的な変更）が行われる場合に消費者がその契約から離脱する自由を認め、新聞販売店に解約を拒絶しないよう指導されている旨を明らかにされたと評価いたします。

当法人は、本件契約条項は消費者契約法10条に該当すると考えており、引き続きその削除を要望したく存じますが、貴社は今般の購読料値上げにおける本件契約条項の運用に関しては消費者利益の保護に向けた一定の措置をとられているものと判断し、いったん交渉を終了いたします。

【別紙】

1. 申入れの経緯

- (1) 2021年3月20日 当法人から貴社に対して「申入書」を送付。
- (2) 2021年4月15日付け 貴社の「回答書」を拝受。
- (3) 2021年8月2日 当法人から貴社に対して「再申入書」送付。
- (4) 2021年8月27日付け 貴社の「回答書」を拝受。

2. 申入れに対する回答の骨子

	当法人の申入れの骨子	貴社からの回答の骨子
条項の 削除に 関して	新聞購読契約書から「購読料の改定が行われた場合は新購読料とします」(本件契約条項)との契約条項を削除することを求める。 本件契約条項は一方的対価変更許容条項であり、消費者契約法10条に該当する。	この条項は法令に抵触するものではなく、削除する必要はないものと思料する。 本件契約条項は、信義則に反するほど消費者の利益を一方的に害するものとはいえず、消費者契約法10条に該当するものではない。
新聞販 売店へ の指導 に関し て	新聞販売店に対して、以下の①②の行為をしないよう指導することを求める。 ①本件契約条項に基づき、購読者の個別の同意を得ることなく当然に値上げ後の購読料を請求すること ②購読料の値上げを承服できないとする購読者が新聞購読契約を解約することを認めない取扱いをすること (以上、3月20日付け申入書)	新聞販売店等に対し、今般の購読料の改定に関して購読者の理解と同意を得るよう努めるとともに、購読者からの解約を不当に制約することのないよう、引き続き要望していく。 (以上、4月15日付け回答書)
	4月15日付けの回答について、以下の5点について再説明を求める。 ①新聞販売店等に対し、「本件契約条項があるので、購読料は当然に値上げされ、その改定に関して購読者の理解を同意を得る必要はない」旨を過去に伝達したことはないし、今後もするつもりはないか？ ②新聞販売店等に対し、「本件契約条項があるので、購読料は当然に値上げされ、その改定に不服のある購読者が新聞購読契約を解約することは認めなくてよい」旨を過去に伝達したことはないし、今後もするつもりはないか？	以下のとおり回答する。 ①このようなことを過去に伝達したのではなく、今後も伝達する予定はない。 ②このようなことを過去に伝達したのではなく、今後も伝達する予定はない。

③新聞販売店等に対し、今まで、今般の購読料の値上げに関して購読者の理解と同意を得るよう努めるよう要望し、また、購読者からの解約を不当に制約することのないよう要望したことがあるか？ ある場合には、その時期、方法、内容等について具体的に説明ください。 ④購読者が、新聞販売店等との間の新聞購読契約における苦情を申し出る苦情相談窓口を設置しているか？ ⑤購読者が、今般の購読料の改定に同意できず新聞購読契約の解約を希望して、新聞販売店等に対し解約を申し入れたが、新聞販売店等がこれを拒み、購読者から苦情が寄せられたという事例を現時点までに把握しているか？ 苦情事例がある場合にはその件数と貴社の対応を、苦情事例がない場合は苦情を把握したときの貴社の対応の予定を、説明ください。 (以上、8月2日付け再申入書)	③このことについて、2021年2月以降、各販売店に対し、訪問時などに要望するとともに、業務資料に掲載して頒布している。 ④当社のお客様センター及び販売局が苦情相談窓口となっている。 ⑤現時点までに、このような苦情は把握していない。今後、発生した場合には、事案の内容に応じ、適切に対応する所存である。 (以上、8月27日付け回答書)
---	---